

# 第3回教育委員会

令和3年2月9日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第11号

審査請求に対する裁決案について

## 審査請求に対する裁決案について

次に掲げる事案に関する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定により、3 記載のとおり裁決する。

### 1 事案の概要

平成 30 年 6 月 26 日付けで請求人（本件審査請求の審査請求人）より大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づき下記個人情報に関する開示請求がなされた。

- ・平成 28 年 4 月～平成 30 年請求日まで大阪市 A 小学校と大阪市教育委員会と大阪市（区役所及び福祉局）が保管する請求人の名前が含まれる内容全て。（いじめに関することと、いじめの原因になった P T A の対応記録）メモ含む。
- ・平成 28 年 4 月～平成 30 年請求日まで大阪市 A 小学校と大阪市教育委員会と大阪市（区役所及び福祉局）が保管する請求人の子の名前が含まれる内容全て。（いじめに関することと、いじめの原因になった P T A の対応記録）メモ含む。

当該開示請求に対し、教育委員会は平成 30 年 7 月 10 日付け及び平成 30 年 10 月 3 日付けで次の情報を公開する決定を行った。

- ・①請求者から市民の声（2017 年 2 月 27 日、2017 年 7 月 4 日、2018 年 2 月 26 日）
- ・②請求者に係る相談記録（2017 年 3 月 8 日、3 月 10 日、3 月 15 日）
- ・③請求者に係る教育委員会内での対応記録（2017 年 9 月 22 日、2018 年 2 月 28 日）
- ・④大阪市立 A 小学校が保管する、請求者と大阪市立 A 小学校の相談記録・対応記録（2017 年 4 月 24 日、4 月 26 日、4 月 27 日、4 月 28 日、5 月 1 日、6 月 29 日、6 月 30 日、7 月 7 日、7 月 14 日、7 月 18 日、7 月 20 日、7 月 28 日、8 月 25 日、9 月 18 日、9 月 19 日、9 月 22 日、9 月 25 日、9 月 28 日、10 月 2 日、10 月 3 日、10 月 5 日、10 月 6 日、11 月 6 日、12 月 12 日、12 月 18 日、12 月 20 日、2018 年 1 月 9 日、1 月 16 日、1 月 18 日、2 月 5 日、2 月 15 日、2 月 20 日、3 月 19 日、3 月 22 日）

- ・⑤教育委員会指導部が保管する、請求者と教育委員会の相談記録（2017年7月11日、7月12日、7月21日、7月28日、8月14日、9月11日、9月14日、9月22日、12月11日、2018年1月30日、3月22日、4月25日、5月8日、5月15日、6月7日、6月21日、6月26日）

この公開決定に対し、請求人から教育委員会に対し、平成30年9月12日付け及び10月17日付けで審査請求（法第2条）がなされたことから、審査庁である教育委員会が、条例第45条に基づき大阪市個人情報保護審議会に対し諮問を行った事案。

## 2 大阪市個人情報保護審議会の答申

本件各決定は、妥当である。

### 【理由】

P.10「理由」参照

## 3 答申を受けての審査庁としての裁決

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達したことから、法第45条第2項の規定により請求棄却とする。

<参考>

○ 行政不服審査法（抄）

（処分についての審査請求）

第2条 行政庁の処分不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（不作為についての審査請求）

第3条 省 略

（審査請求をすべき行政庁）

第4条 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

(1) 処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁等

(2)～(4) 省 略

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 省 略

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 省 略

○ 大阪市個人情報保護条例（抄）

（開示請求権）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（審議会への諮問等）

第45条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審

査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

(案)

大市教委第 号

## 裁 決 書

審査請求人   
処分庁 大阪市教育委員会

審査請求人が平成30年9月12日及び同年10月17日に提起した処分庁による大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づく開示決定（決定通知書の文書番号：平成30年10月3日付け大市教委第3039号、同年7月10日付け大市教委第1900号及び同日付け大市教委第1901号。以下、それぞれ順に「本件決定1」から「本件決定3」といい、これらを総じて「本件各決定」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事案の概要

## 1 開示請求

審査請求人は、平成30年6月26日、条例第17条第1項に基づき、処分庁に対し、別表の項番1及び項番2の(あ)欄に記載の内容の開示を求める旨の保有個人情報開示請求（以下「本件請求1」という。）を行い、審査請求人の子の法定代理人として、別表の項番3の(あ)欄に記載の内容の開示を求める旨の保有個人情報開示請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

## 2 本件決定1

処分庁は、本件請求1に係る保有個人情報のうち生涯学習部保有分について、別表の項番1の(い)欄に記載の①から③の情報（以下、順にそれぞれ「本件情報1」から「本件情報3」といい、これらを総じて「教育委員会事務局生涯学習部が保有する本件各情報」という。）と特定した上で、条例第23条第1項に基づき、個人の印影を開示しない理由を付して、平成30年7月10日付け大市教委第1886号により、部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行ったところ、本件部分開示決定に対する審査請求が行われ、当該審査請求の内容を踏まえ再検討を行い、本件部分開示決定の取消し及び本件決定1を行い、本件部分開示決定において開示しないこととした個人の印影を含めてすべて開示した。

### 3 本件決定2

処分庁は、本件請求1に係る保有個人情報のうち指導部初等教育担当保有分として、別表の項番2の(い)欄に記載の④及び⑤の情報(以下、順にそれぞれ「本件情報4」及び「本件情報5」といい、あわせて「大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録」という。)と特定した上で、条例第23条第1項に基づき、本件決定2を行った。

### 4 本件決定3

処分庁は、本件請求2に係る保有個人情報を大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録と特定した上で、条例第23条第1項に基づき、本件決定3を行った。

### 5 審査請求

審査請求人は、平成30年9月12日に本件決定2を不服として、同年10月17日に本件決定1及び本件決定3をそれぞれ不服として、処分庁に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第4条第1号に基づき、本件審査請求(以下、本件決定1に対するものを「本件審査請求1」、本件決定2に対するものを「本件審査請求2」、本件決定3に対するものを「本件審査請求3」という。)を行った。

### 6 諮問

審査庁である大阪市教育委員会(以下「審査庁」という。)は、平成30年11月15日、条例第45条の規定に基づき大阪市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に本件審査請求について諮問を行った。

### 7 答申

令和2年12月21日、審議会から審査庁に対し、「本件各決定は、妥当である。」という旨の答申があった。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件審査請求1の趣旨及び理由

メモなど他に文書がある。

PTA役員が生活保護を受給しながらPTA役員をしている話を教育委員会に相談した内容。

私が弁護士を学校の話し合いに呼ぶ話を電話で教育委員会に相談したこと。

上記文書が無い。内容を選んで報告をあげているのではないか？

市民の声の回答内容について教育委員会内で打ち合わせを行った記録が存在するはずだ。

(2) 本件審査請求2の趣旨及び理由

他にも文書があるはずなので開示決定を求める。

(主に)生活保護を受給しているPTA役員の親子が子のいじめにつながっている話。

校長の暴言(いじめ通報をしたら、私の目にフィルターがかかっていると大声で言われた)

色々話した中に校長、担任、PTAの件など第三者が見た時に心証の悪くなる\_\_線の話がほぼ抜けている。

①大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録以外のいじめ(平成29年4月頃に審査請求人の子が階段から突き落とされたとする事案)についての報告書等、②平成29年7月にいじめの件を公表することを教頭に伝えた時の記録、③記録が作成されている平成29年4月24日より前の同月20日に他の保護者が担任教員へいじめの件を伝えた記録、④平成29年7月20日に加害児童と考えている児童からいじめについての聞き取りを行った記録、⑤平成29年7月19日の教頭、担任教員と面談した時の教頭が作成したメモ及び⑥子への支援員の配置について小学校内での話し合いの記録が存在するはずだ。

(3) 本件審査請求3の趣旨及び理由

他にも文書があるはずなので開示決定を求める。

(主に)いじめ目げき通報の電話があったこと。PTA役員が生活保護を受給しながら役員をしていることがいじめにつながっている話

色々話した中に校長、担任、PTAの件など第三者が見た時に心証の悪くなるような校長、担任、PTA役員の話がほぼ抜けている。

上記2と同様に①から⑥の各記録が存在するはずだ。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 教育委員会事務局生涯学習部が保有する本件各情報について

本件情報1は、審査請求人からのPTAに関する「市民の声」に対し、回答の意思決定を行った決裁文書及び回答文書である。本件情報2は、審査請求人からの相談に対応するために、特定日の審査請求人からの電話について、審査請求人の発言及び質問並びに職員の回答の対応内容の要旨等を記録した文書である。本件情報3は、PTAに関する文書であることから、PTA所管部署である生涯学習部が情報共有として、指導部から受領した文書である。

イ 本件決定1を行った理由

本市が作成している「広聴マニュアル」の「市民の声の聴き方・応え方の留意事



項」においては、市民が本市に対して、苦情や要望を申し出たり、悩みごとを相談したりする場合、まず何よりもよく聴き、申出人の求めているものが何であることを聴き出し、把握することとしており、処分庁として審査請求人の主訴を的確に把握することが重要であると考えている。

処分庁としては、当該電話相談の内容についての主訴は「PTA役員からの嫌がらせがあったこと。PTA非会員であることで子どもが嫌がらせされないようにして欲しい。」であると捉え、本件情報2のとおり記録した。

また、対応記録は、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されているものではないことから、応対時の録音は行っておらず、職員が聴き取った内容を全て記録していない。応対時に、対応者がメモをとった上で聴き取っているが、応対後、聴き取った内容の要点をまとめた文書として本件情報2を作成した後に、メモについては破棄している。

したがって、本件請求1において、教育委員会事務局生涯学習部が保有する本件各情報以外に特定すべき保有個人情報には存在しないため、本件決定1を行ったものである。

なお、審査請求人に対しては、PTAは社会教育団体であり、社会教育団体は、公の支配に属さない団体で自立した運営が求められているため、教育委員会としては、団体育成の観点で助言を行う立場で、PTA活動の促進に努めていることを説明している。

## (2) 本件決定2及び本件決定3について

### ア 大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録について

大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録は、審査請求人からの相談に対応するために、処分庁において作成した、特定日における審査請求人に係る相談・対応記録（以下「対応記録」という。）に記載された、相談者である審査請求人の発言、質問及び対応内容並びに処分庁の職員の回答及び対応内容の要旨等の各情報である。

本件情報4については、大阪市立A小学校が作成した対応記録であり、本件情報5については、大阪市教育委員会事務局指導部が作成した対応記録である。

対応記録は、処分庁の職員が、学校、保護者、市民等（以下「相談者」という。）からの相談等に対応することを利用目的として作成され、相談事案の処理を円滑に進めるために相談者と対応した内容を基に、相談内容等の要旨を記録するものである。

### イ 本件決定2及び本件決定3を行った理由

処分庁としては、審査請求人からの電話の内容についての主訴は「子どもが安心して登校できるようになること」であると捉え、大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録に記載のとおり記録した。

また、上記1(2)と同様、応対時に、対応者がメモをとった上で聴き取っているが、応対後、聴き取った内容の要点をまとめた文書として大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録を作成した後に、メモについては破棄して

いる。

したがって、本件請求1及び本件請求2において、大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録以外に特定すべき保有個人情報存在しないため、本件決定2及び本件決定3を行ったものである。

## 理 由

### 1 審議会の判断

令和2年12月21日付け大個審答申第136号をもって示された本件審査請求に対する審議会の判断は、次のとおりである。

#### (1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に処分庁が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

#### (2) 争点

##### ア 本件審査請求1について

審査請求人は本件決定1において特定した情報の他にも特定すべき情報があるはずだと主張し、処分庁は本件決定1において特定した情報以外に特定すべき保有個人情報は存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求1の争点は、本件決定1において特定した教育委員会事務局生涯学習部が保有する本件各情報以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

##### イ 本件審査請求2及び本件審査請求3について

審査請求人は、本件決定2及び本件決定3において特定した情報の他にも特定すべき情報があるはずだと主張し、処分庁は本件決定2及び本件決定3において特定した情報以外に特定すべき個人情報は存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求2及び本件審査請求3の争点は、本件決定2及び本件決定3において特定した大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録以外に特定すべき保有個人情報の存否である。

#### (3) 本件決定1で特定した情報以外の保有個人情報の存否について

##### ア 本件情報2及び本件情報3について

(ア) 処分庁によると、対応記録は、当事者の発言内容を細大漏らさず記載することが要求されているものではないことから、応対時の録音は行っておらず、職員が聴き取った内容を全て記録していないとのことである。また、応対時に、対応者がメモをとった上で聴き取っているが、応対後、聴き取った内容の要点をまとめ

た文書として当該相談記録を作成した後に、メモについては破棄していると主張している。

審査請求人は処分庁に伝えた内容について、一部記録されていない内容があること及び審査請求人が伝えた主訴とは異なる記載があることを主張しているが、対応記録とは、市民等から処分庁に対して要望等の申出があった際に、内容や対応について記録し、経過を明らかにしておくために作成されるものであると考えられることから、聴き取った内容を全て記録しているのではなく処分庁の職員が聞き取った内容から主訴と判断した内容について記録するものだとする処分庁の主張は首肯しうるものである。

- (イ) 審査請求人は、本件情報 2 及び本件情報 3 に審査請求人が相談した内容が記載されていないと主張するが、審議会で本件情報 2 及び本件情報 3 を見分したところ、その内容は処分庁が審査請求人の発言を聞き取りその主訴と判断した内容について記録し、作成されたものであり、審査請求人とのやりとりの経過を記録しておくという対応記録としての目的を果たすことが出来る程度の内容となっていることが認められる。

イ 本件情報 1 について

- (ア) 審査請求人は口頭意見陳述において本件情報 1 に係り市民の声の回答内容について教育委員会内で打ち合わせ等を行った記録があるはずだと主張するため、処分庁に確認したところ、通常市民の声への回答については、回答案を作成し決裁を進める中で内容を修正・校正するものであり、回答内容について打ち合わせを行っていないため、当該市民の声の回答においても、打ち合わせは行っておらず、記録は存在しないとのことである。
  - (イ) また、本件情報 1 は、審査請求人からの P T A に関する質問や要望に対して、処分庁が P T A の組織について説明した上で、P T A に関する質問については処分庁では判断できない旨のみを回答しており、質問に対する具体的な内容を回答しているものではないことから、当該回答内容は打ち合わせを行い、回答内容を検討する必要がある内容とは認められないため、当該回答内容について打ち合わせを行っていないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。
  - (ウ) したがって、教育委員会事務局生涯学習部が保有する本件各情報以外に特定すべき保有個人情報存在しないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。
- (4) 本件決定 2 及び本件決定 3 で特定した情報以外の保有個人情報の存否について
- ア 審査請求人は大阪市立 A 小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録に審査請求人が伝えた主訴とは異なる記載があることを主張しているが、対応記録とは聴き取った内容を全て記録しているのではなく処分庁の職員が聞き取った内容から主訴と判断した内容について記録するものだとする処分庁の主張は首肯しうるものであることは上記 3 (1) のアと同様である。
- また、審査請求人は自身が相談した内容が記載されていないと主張しているが、審議会で大阪市立 A 小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録を見

分したところ、本件情報4については、審査請求人の子が足をくじいたことについて、始業式以降2、3度担任に話をしたことを契機として、平成29年4月24日から記録が作成され、それ以降の審査請求人との電話の内容及び来校時の対応内容等の経過が記載されており、また、本件情報5については、平成29年7月11日に審査請求人から電話があったことを契機として、審査請求人の子に関する審査請求人との電話の内容及び学校長との対応内容等の経過が記載されており、対応記録としての目的を果たすことが出来る程度の内容となっていることが認められる。

イ 審査請求人が口頭意見陳述で存在するはずだと主張する①から⑥の各記録について、以下個別に検討する。

(ア) ①から④の各記録について

A ①大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録以外のいじめ（審査請求人が平成29年4月頃に審査請求人の子が階段から突き落とされる等のいじめがあると主張する事案。以下「本件事案」という。）に係る報告書等について処分庁に確認したところ、本件事案については、大阪市立A小学校が保有する本件情報4として作成しており、開示している本件情報4がその全てであるとのことである。

本件情報4は、担任教員が作成し学校長まで報告しており、審査請求人の子が足をくじいたとして担任に相談した事実が記載されているが、当該事案を改めて報告書形式で作成しなければならないとする定めはなく、当該事案は入院・加療が必要な案件ではなかったため、入院・加療が必要な場合に作成する必要がある事故報告書等も作成しておらず、本件情報4の他に別途報告書等は作成していないとのことである。

B ②平成29年7月に本件事案を公表することを審査請求人が教頭に伝えた時の記録について

処分庁に確認したところ、いじめの件を公表する発言について教頭は審査請求人から聞いたか定かではなく、担任教員が作成している対応記録は既に開示している本件情報4が全てであり、それ以外の記録は作成していないため、いじめの件を公表することについて審査請求人が教頭へ伝えた時の記録は存在しないとのことである。

C ③記録が作成されている平成29年4月24日より前の同月20日に他の保護者が担任教員へ本件事案を伝えた記録について

処分庁に確認したところ、同月24日以前には担任教員が他の保護者から審査請求人の子のいじめの話聞いた事実がないため記録は作成しておらず、存在しないとのことである。

D ④平成29年7月20日に加害児童と考えている児童からのいじめについての聞き取りの記録について

処分庁に確認したところ、同日に当該児童に対する聞き取りは行っておらず、その他の日においても当該児童に聞き取りを行った事実がないため記録は作成しておらず、存在しないとのことである。

E 審議会で本件情報4の平成29年4月の記録を見分したところ、他の保護者からいじめの件を聞いたことについての記載はない。

また、平成29年7月の記録を見分したところ、同月7日に審査請求人から加害児童の名前を挙げると報復としていじめられるため個別指導しないでほしいとの発言があり、同月18日に担任教員がクラスの児童全員を前に心配な事や困っている事が無いか尋ねたが、心配な事や困っている事は無いと反応があったことが記載されている。

そして、同月18日以降審査請求人から加害児童とされる児童へ個別の確認を求める発言が記載されているものの、実際に聞き取りを行った記録の記載はなかった。

F 以上により、①及び②の各記録については、本件情報4がその全てでありその他には存在しないとする処分庁の主張並びに、③及び④の各記録については、その事実がないため記録を作成していないとする処分庁の主張にいずれも不自然、不合理な点は認められない。

(イ) ⑤平成29年7月19日に教頭、担任教員及び審査請求人が面談した際の教頭が作成したメモについて

処分庁に確認したところ、平成29年7月19日にはそもそも審査請求人とは面談を行っておらず、同月20日に面談を行った際に教頭は備忘のための個人のメモは作成しているが、担任教員が本件情報4に面談の内容を記載し教頭及び学校長と共有していることから、当該メモは組織共用していないため公文書には該当しないとのことである。

なお、当該メモについては、担任教員が対応記録を作成し、教頭に内容を共有する際に記載内容を確認し、記載内容に誤りがなければその時点で、加筆・修正が必要な場合はそれを行った後に廃棄しているとのことである。

以上のとおり、同月19日には面談を行った事実がないため、その記録は存在せず、審査請求人が主張する面談が同月20日の面談だとしても、当該面談の際に教頭が作成したメモは公文書には該当せず、また、公文書に該当するとしても、当該日の記録は本件情報4に記載されていることから、内容を確認した後に当該メモは廃棄しているため存在しないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) ⑥審査請求人の子への支援員の配置についての小学校内での話し合いの記録について

処分庁によると、大阪市立の各小学校にはクラス全体の学習支援として配置される「学力向上支援サポーター」の制度（具体的な個人の生徒に対して配置されるものではない。）があり、審査請求人の子のクラスにはこの学力向上支援サポーターが配置されたとのことであり、審査請求人が主張する「審査請求人の子への支援員」とはこの「学力向上支援サポーター」のことを指すものと考えられる。

処分庁に確認したところ、当該学力向上支援サポーターの配置に向けて学校長、教頭及び担任教員の3者で話し合いを行ったが、審査請求人の子の状況も踏まえ、

クラスへの支援が必要であることは明らかであるとの認識が3者の間で一致し、情報共有が出来ており、その記録を作成する必要がなかったことから当該記録は作成していないため存在しないとのことである。

以上のとおり、3者で話し合いを行ったが、認識が一致し情報共有できていたことから、当該話し合いの記録は作成する必要がなかったため作成しておらず存在しないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。

ウ したがって、大阪市立A小学校及び教育委員会事務局指導部が保有する各対応記録以外に特定すべき保有個人情報には存在しないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点は認められない。

#### (5) 審議会の結論

以上により、審議会としては、「本件各決定は、妥当である。」と判断した。

#### 2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

#### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行服法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年2月 日

審査庁

大阪市教育委員会教育長 山本 晋次

#### (教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## (別表)

項番	(あ)開示請求の内容	(い)対象情報
1	2016年4月～2018年本日まで大阪市A小学校と大阪市教育委員会と大阪市(区役所及び福祉局)が保管する私(審査請求人)の名前が含まれる内容全て。(いじめに関することと、いじめの原因になったPTAの対応記録) メモも含む。	①請求者からの市民の声(2017年2月27日、2017年7月4日、2018年2月26日)、②請求者に係る相談記録(2017年3月8日、3月10日、3月15日)、③請求者に係る教育委員会内での対応記録(2017年9月22日、2018年2月28日)
2	2016年4月～2018年本日まで大阪市A小学校と大阪市教育委員会と大阪市(区役所及び福祉局)が保管する私(審査請求人の子)の名前が含まれる内容全て。(いじめに関することと、いじめの原因になったPTAの対応記録) メモも含む。	④大阪市立A小学校が保管する、請求者と大阪市立A小学校の相談記録・対応記録(2017年4月24日、4月26日、4月27日、4月28日、5月1日、6月29日、6月30日、7月7日、7月14日、7月18日、7月20日、7月28日、8月25日、9月18日、9月19日、9月22日、9月25日、9月28日、10月2日、10月3日、10月5日、10月6日、11月6日、12月12日、12月18日、12月20日、2018年1月9日、1月16日、1月18日、2月5日、2月15日、2月20日、3月19日、3月22日)、⑤教育委員会指導部が保管する、請求者と教育委員会の相談記録(2017年7月11日、7月12日、7月21日、7月28日、8月14日、9月11日、9月14日、9月22日、12月11日、2018年1月30日、3月22日、4月25日、5月8日、5月15日、6月7日、6月21日、6月26日)
3	2016年4月～2018年本日まで大阪市A小学校と大阪市教育委員会と大阪市(区役所及び福祉局)が保管する私(審査請求人の子)の名前が含まれる内容全て。(いじめに関することと、いじめの原因になったPTAの対応記録) メモも含む。	同上